

泉州南未来像研究会 設置要綱

1 設置の目的

人口減少や高齢化により、今後様々な行政課題がより顕在化する中、市町村が将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できる機能や体制を整えることが必要である。また、市町村の将来のあり方や進むべき方向性については、現状と課題に対する住民等の十分な認識や理解のもと「目指す未来像」を議論し、その結果を様々な政策や計画に反映していくことが重要である。

そこで、泉南地域の泉佐野市、泉南市、阪南市及び熊取町（以下「3市1町」という。）において、客観的なデータを基に、行政需要や経営資源に関する長期的な変化や課題の見通しを整理するとともに、3市1町の将来性を広域でとらえた一体的なまちづくり等の方向性と、それにふさわしい行政サービスの提供のあり方について検討及び研究を行うため、泉州南未来像研究会（以下「未来像研究会」という。）を設置する。

2 研究事項

- （1）行政需要や経営資源に関する長期的な変化や課題とその対応策の検討及び研究に関すること
- （2）その他必要な事項の検討及び研究に関すること

3 構成員

未来像研究会の構成員（以下「構成員」という。）は、泉佐野市長、泉南市長、阪南市長、熊取町長及び大阪府総務部市町村局長とする。

4 議事

- （1）未来像研究会の会議は、構成員が招集する。
- （2）構成員は、研究事項の事務を処理するため、未来像研究会に必要な組織を設けることができる。
- （3）構成員は、必要に応じて、構成員以外の者に未来像研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- （4）未来像研究会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、構成員が必要と認めるときは、会議を公開しないことができる。

5 雑則

- （1）未来像研究会の庶務は、大阪府総務部市町村局において行う。
- （2）この要綱に定めるもののほか、未来像研究会に関し必要な事項は、構成員が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月12日から施行する。